

法務省民二第873号  
平成27年12月17日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局長  
(公印省略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し、平成28年1月1日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第33条第5項中「当該文書」の下に「(国民年金手帳（国民年金法（昭和34年法律第141号）第13条第1項に規定する国民年金手帳をいう。）にあっては基礎年金番号（同法第14条に規定する基礎年金番号をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）にあってはその裏面を除く。）」を、「内容」の下に「(基礎年金番号及び個人番号（同条第5項に規定する個人番号をいう。）を除く。）」を加える。

別記第51号様式を別紙のように改める。

## 本人確認調査書

調査年月日	平成 年 月 日	
調査担当者	⑩	
調査対象の登記	受付の年月日【平成 年 月 日】 受付番号【第 号】 登記の目的【 】	
調査対象者 (申請人)	住所 氏名 ----- <input type="checkbox"/> 登記義務者 <input type="checkbox"/> 登記権利者 <input type="checkbox"/> その他( )	
申請人となるべき者 以外の者が申請して いると疑うに足る 相当の理由の概要		
調査 内容	調査の相手方	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 資格者代理人(氏名 ) <input type="checkbox"/> その他( )
	調査方法	<input type="checkbox"/> 面談による調査( 年 月 日 午前・午後 時 分) <input type="checkbox"/> 電話による事情聴取( 年 月 日 午前・午後 時 分) <input type="checkbox"/> 資料の提出 <input type="checkbox"/> その他( )
	確認資料 <input type="checkbox"/> 原本 (注1) <input type="checkbox"/> 写し (注1)	①運転免許証 ②在留カード ③特別永住者証明書 ④個人番号カード(注2) ⑤住民基本台帳カード ⑥旅券 ----- ⑦被保険者証(注3) ⑧共済組合員証 ⑨国民年金手帳(注4) ----- ⑩その他( )
調査 結果	申請の権限の 有無の判断	申請の権限が <input type="checkbox"/> ある。 <input type="checkbox"/> ない。
	理由	
証拠資料	<input type="checkbox"/> 確認資料の写し(注1) <input type="checkbox"/> その他( )	

(注1) 確認した資料の番号を記載する。

(注2) 裏面の写しは作成しない。また、個人番号は記載しない。

(注3) 被保険者証の種類を記載する。

(注4) 写しの基礎年金番号部分は塗抹する。また、基礎年金番号は記載しない。